

(案)

〔※本実施要領は令和3年度予算成立前のものであり、
今後変更される可能性があります。〕

外国人介護人材受入促進事業実施要領

1 目的

海外において日本の介護をPRすること等により、特定技能により日本の介護現場で就労を希望する外国人材を確保することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、外国人介護人材受入促進事業実施団体公募要領により採択された団体（以下「事業実施団体」という。）とする。

3 事業内容

事業内容は、以下に掲げるもののほか、外国人介護人材受入促進に必要な内容とする。

（1）現地説明会の開催

介護分野の特定技能外国人（以下「特定技能外国人」という。）の送り出し国において現地説明会を開催し、特定技能による就労希望者（以下「就労希望者」という。）等に対し、日本の介護に関する情報を広く提供する。現地説明会の開催にあたっては以下アからウに留意すること。

なお、送り出し国は、ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル、ウズベキスタン、バングラデイッシュ、スリランカ、インド等を想定しているが、現地説明会の開催地は、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室（以下「福祉人材確保対策室」という。）と協議の上、決定すること。また、現地説明会の実施方法については、現地の新型コロナウィルス感染症の状況等について、適宜情報収集を行うとともに、代替となるオンラインによる実施方法の検討・準備を進めておいたうえで、福祉人材確保対策室と協議の上、実施方法の変更の要否を判断し、決定すること。

ア 現地説明会の計画書の作成

現地説明会を開催するための計画書を作成する。計画書には、開催までの

(案)

具体的なスケジュールや取組事項、開催場所、定員、募集対象、説明内容等のほか、開催にあたって協力する機関があれば当該機関と協力内容について記載すること。また、現地説明会の終了後は、開催実績や現地説明会を通じて得られた効果などを整理すること。

イ 説明会の募集対象の検討

説明会の募集対象は、特定技能による就労希望者のほか、送り出し国における日本語学校や看護・介護等の教育機関など、特定技能による就労希望者と接点が見込まれる関係者・関係機関を広く対象とすること。また、送り出し国における看護・介護等の関係団体から、現地説明会にあたりできる限り協力を得ること。

ウ 現地メディア等の活用

送り出し国において現地説明会を効果的に開催するため、現地メディア等の広報媒体を活用して、現地説明会や日本の介護に関する情報について広く発信する。

(2) WEB や SNS による情報発信

特定技能 1 号外国人の送り出し国において、日本の介護現場における就労希望者を増やし、また、当該就労希望者に日本の介護に関する情報を分かりやすく、かつ、正確に伝えることを目的として、WEB や SNS により日本の介護に関する情報を積極的に発信する。

(3) 日本の介護に関する PR 映像等の作成

現地説明会や、WEB や SNS による情報発信の際に活用するための日本の介護に関する PR 映像等を作成する。PR 映像には、日本における介護の特徴、仕事内容（介護現場における 1 日の流れ）、外国人介護人材の働く様子等を盛り込むこと。

(4) 翻訳に関する役務

本事業の業務で必要となる外国語翻訳を手配すること。また、現地説明会の開催前には、本番の進行等に関する打合せを実施しておくこと。

(5) その他必要な取組

上記（1）から（4）までの取組のほか、外国人介護人材の受入促進に資する観点から必要な取組をすることができる。

(案)

4 国への報告・協力体制

実施団体は、上記3に基づく業務の実施計画や進捗状況について、定期的に福祉人材確保対策室に報告するとともに、福祉人材確保対策室から求めがあった場合は、速やかに必要事項を報告すること。

また、事業の実施にあたっては、福祉人材確保対策室と定期的な連絡及び協議をしながら進めること。

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

6 留意事項

本事業に関して知り得た秘密を福祉人材確保対策室の了解無しに漏らし、又は当該事業以外の目的に使用してはならない。当該事業を中止し、廃止し、若しくは完了し、又は当該事業を取り消された後も同様とする。